

霧島市条例第76号

令和4年12月26日

霧島市隼人地区共同利用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長

中重真一

霧島市隼人地区共同利用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市隼人地区共同利用施設の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第194号）の一部を次のように改正する。

別表中「310円」を「370円」に、「210円」を「250円」に、「160円」を「140円」に、「320円」を「380円」に改める。

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の霧島市隼人地区共同利用施設の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用料について適用し、同日前の使用料については、なお従前の例による。